

■新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用した事業について

1 目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を通じた地方創生を図ることを目的としています。

2 対象事業

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業となっています。

3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とは

対象事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金のことです。

4 交付金交付限度額

各地方公共団体の交付限度額は、地方自治体の感染状況、財政規模、人口などから算定された地方単独事業分の算定額のほか、国の補助事業等の地方負担分の算定額等の算定額の合計額となっています。

5 清須市の交付限度額（令和2年度分）

第一次交付限度額	166,864千円
第二次交付限度額	438,011千円
第三次交付限度額（本省繰越分除く）	112,285千円
合計	717,160千円

6 清須市の交付限度額（令和2年度本省繰越分）

第三次交付限度額（本省繰越分）	127,110千円
第三次交付限度額（補助裏分）	2,112千円
合計	129,222千円

総額 844,270千円

※ 6 交付限度額（令和2年度本省繰越分）を活用した清須市の令和3年度事業については現在、地域の感染状況、経済状況に応じた事業を検討中です。